

令和4年第5回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 5 4 号	足利市ふるさと応援基金条例の制定について	4
議案第 5 5 号	足利市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について	7
議案第 5 6 号	足利市職員の給与に関する条例及び足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について	1 2
議案第 5 7 号	足利市手数料条例の改正について	1 4
議案第 5 8 号	令和 4 年度足利市一般会計補正予算（第 4 号）について	1 9
議案第 5 9 号	足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	2 3
議案第 6 0 号	財産の取得について	3 2
議案第 6 1 号	足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について	3 3
議案第 6 2 号	令和 4 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）について	3 5
議案第 6 3 号	足利市斎場条例の改正について	3 8
議案第 6 4 号	令和 4 年度足利市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	4 1
議案第 6 5 号	令和 4 年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について	4 3
議案第 6 6 号	令和 4 年度足利市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	4 5
議案第 6 7 号	足利市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について	4 7
議案第 6 8 号	令和 3 年度足利市一般会計決算について	5 1
議案第 6 9 号	令和 3 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算について	5 2

議案第70号	令和3年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について	53
議案第71号	令和3年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について	54
議案第72号	令和3年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について	55
議案第73号	令和3年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計決算について	56
議案第74号	令和3年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算について	57
議案第75号	令和3年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算について	58
議案第76号	令和3年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算について	59
報告第16号	市長専決処分事項報告について	60
報告第17号	市長専決処分事項報告について	61
報告第18号	令和3年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について	66
報告第19号	令和3年度公益財団法人足利しみどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について	67
報告第20号	令和3年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について	68
報告第21号	令和3年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について	69

足利市ふるさと応援基金条例の制定について

次のとおり制定する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと納税制度（個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）及び企業版ふるさと納税制度（法人が地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2の規定によるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときに当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について特例を適用する制度をいう。）を活用して、本市を応援したいという思いのもとに贈られた寄附金（これに類するものを含む。）を適正に管理し、寄附者の思いを実現するための事業に要する経費の財源に充てるため、足利市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(足利市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 足利市職員の育児休業等に関する条例（平成4年足利市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当

該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日と

する育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間

においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条中第6号を第7号とし、第7号を第6号とし、第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年足利市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

足利市職員の給与に関する条例及び足利市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市職員の給与に関する条例及び足利市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(足利市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 足利市職員の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する事業に関するもの

(足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足利市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 地方公務員法第25条第2項の規定により職員の給与を支給する際控除することができる掛金等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 足利市職員共済組合が契約を締結する団体取扱の生命保険料及びその他の徴収金
- (2) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する事業に関するもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

足利市手数料条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市手数料条例の一部を改正する条例

足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3法第85条第5項の規定による許可の項中「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改め、同表法第85条第6項の規定による許可の項中「法第85条第6項」を「法第85条第7項」に改め、同表法第87条の3第5項の規定による許可の項中「法第87条の3第5項」を「法第87条の3第6項」に改め、同表法第87条の3第6項の規定による許可の項中「法第87条の3第6項」を「法第87条の3第7項」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の部手数料を徴収する事項の欄中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同部長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料の款中

「

長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料

を

」

「

1 長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料

に、

」

「

(2)に係る手数料の額にあっては、ア、イ及びウに係る手数料を合算した額とし、長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料の額にあっては、申請1件につき、(1)及び(2)に係る手数料を合算した額とする。

を

」

(2)に係る手数料の額にあつては、ア、イ及びウに係る手数料を合算した額とし、1に係る手数料の額にあつては、申請1件につき、(1)及び(2)に係る手数料を合算した額とする。

に

改め、同款の次に次のように加える。

2 長期優良住宅維持保全計画に関する認定申請手数料		
(1) 確認書等を提出した場合		
申請部分の種類及び戸数		申請1件につき
一戸建て住宅		24,000円
共同住宅等	建築物全体の戸数が5戸以内のもの	39,000円
	建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内	61,000円
	建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内	98,000円
	建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内	156,000円
	建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内	238,000円
	建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内	401,000円
	建築物全体の戸数が200戸を超えるもの	504,000円
(2) (1)に掲げる場合以外の場合		
申請部分の種類及び戸数		申請1件につき
一戸建て住宅		63,000円
共同住宅等	建築物全体の戸数が5戸以内のもの	149,000円
	建築物全体の戸数が5戸を超え10戸以内	240,000円
	建築物全体の戸数が10戸を超え30戸以内	472,000円
	建築物全体の戸数が30戸を超え50戸以内	846,000円
	建築物全体の戸数が50戸を超え100戸以内	1,455,000円
	建築物全体の戸数が100戸を超え200戸以内	2,688,000円
	建築物全体の戸数が200戸を超えるもの	3,833,000円

別表第3長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の項を次のように改める。

長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定	1 長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料（長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第7項までの規定による申請により長期優良住宅建築等計画の認定を受けた場合）
	(1) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査
	ア 新築の場合

による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定

(ア) 住宅性能評価機関が作成した長期優良住宅建築等計画の変更に係る確認書等を提出した場合

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の部（以下この表において「長期優良住宅建築等計画等の認定の部」という。）(1)の款アの項(ア)に規定する額の2分の1に相当する額

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

長期優良住宅建築等計画等の認定の部(1)の款アの項(イ)に規定する額の2分の1に相当する額

イ ア以外の場合

(ア) 住宅性能評価機関が作成した長期優良住宅建築等計画の変更に係る確認書等を提出した場合

長期優良住宅建築等計画等の認定の部(1)の款イの項(ア)に規定する額の2分の1に相当する額

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合

長期優良住宅建築等計画等の認定の部(1)の款イの項(イ)に規定する額の2分の1に相当する額

(2) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出の審査

ア 法第6条第1項の規定による建築物に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、長期優良住宅建築等計画等の認定の部(2)の款アの項に規定する額

イ 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定

長期優良住宅建築等計画等の認定の部(2)の款イの項に規定する額

ウ 法第87条の4の規定による建築設備に関する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

種類	1基につき
建築設備（小荷物専用昇降機以外）	15,000円
建築設備の計画の変更（小荷物専用昇降機以外）	8,000円
小荷物専用昇降機	7,000円
小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円
(2)に係る手数料の額にあつては、ア、イ及びウに係る手数料を合算した額とし、1に係る手数料の額にあつては、申請1件につき、(1)及び(2)に係る手数料を合算した額とする。	
2 長期優良住宅維持保全計画に関する変更認定申請手数料（長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第7項までの規定による申請により長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた場合）	
(1) 住宅性能評価機関が作成した長期優良住宅維持保全計画の変更に係る確認書等を提出した場合	
長期優良住宅建築等計画等の認定の部2の款(1)の項に規定する額の2分の1に相当する額	
(2) (1)に掲げる場合以外の場合	
長期優良住宅建築等計画等の認定の部2の款(2)の項に規定する額の2分の1に相当する額	

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年度足利市一般会計補正予算（第4号）について

次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度足利市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,754,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		10,212,094	77,174	10,289,268
	15 国庫補助金	2,822,414	77,174	2,899,588
55 県支出金		4,577,465	14,540	4,592,005
	15 県補助金	1,353,623	14,540	1,368,163
75 繰越金		309,552	250,086	559,638
	10 繰越金	309,552	250,086	559,638
85 市債		4,273,400	29,200	4,302,600
	10 市債	4,273,400	29,200	4,302,600
歳入合計		55,383,000	371,000	55,754,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 総 務 費		3,966,537	71,139	4,037,676
	10 総務管理費	2,825,123	61,239	2,886,362
	20 戸籍住民 基本台帳費	346,165	9,900	356,065
20 民 生 費		22,711,034	86,514	22,797,548
	10 社会福祉費	5,713,663	57,314	5,770,977
	15 児童福祉費	9,404,153	28,311	9,432,464
	20 老人福祉費	4,818,026	889	4,818,915
25 衛 生 費		5,667,096	103,448	5,770,544
	10 保健衛生費	2,729,237	5,376	2,734,613
	15 清 掃 費	2,937,859	98,072	3,035,931
40 商 工 費		4,068,739	784	4,069,523
	10 商 工 費	4,068,739	784	4,069,523
45 土 木 費		5,760,202	10,784	5,770,986
	15 道路橋りょう費	1,227,963	9,080	1,237,043
	25 都市計画費	3,775,868	1,704	3,777,572
50 消 防 費		2,142,548	8,611	2,151,159
	10 消 防 費	2,142,548	8,611	2,151,159
55 教 育 費		5,296,017	89,720	5,385,737
	15 小学校費	687,063	38,576	725,639
	20 中学校費	454,554	21,057	475,611
	25 社会教育費	1,567,379	29,512	1,596,891
	30 保健体育費	1,732,963	575	1,733,538
歳 出 合 計		55,383,000	371,000	55,754,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追 加

款	項	事業名	金額
25 衛生費	15 清掃費	ごみ処理施設等建設事業費	19,490

第3表 債務負担行為補正

(単位千円)

追 加

事 項	期 間	限度額
人事給与システム更新等事業	令和4年度から 令和10年度まで	41,846

第4表 地方債補正

(単位千円)

変 更

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
				期 間 (内据置期間)	方 法
変更前 清掃事業費	744,800	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合は、 当該見直 し後の利率)	30年以内 (5年以内)	年賦又は半年 賦償還とする。 ただし、償還期 日は借入先と協 定するものとし る。 市財政の都合 により繰上償還 のために償還年 限を短縮し、又 は低利債に借換 えすることができる。
変更後 清掃事業費	774,000	同上	同上	同上	同上

足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定に
ついて

次のとおり制定する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第13条第1項の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 足利市（以下単に「市」という。）における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第2条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手続等並びにこれに関連する市の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 民間事業者その他の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等及び行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、市の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等

を一括して行うことができるようにすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信技術 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (2) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下本則において同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び規則をいう。
- (3) 市の機関等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）若しくは条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - イ アに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの
- (4) 行政機関等 法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。
- (5) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。
- (6) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記

載することをいう。

- (8) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (9) 申請等 条例等の規定に基づく申請、届出その他の市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (10) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (11) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (12) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (13) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えるこ

とができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他

の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち、当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関又は公営企業管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

記

- 1 取得財産の表示 化学消防ポンプ自動車（I型） 1台
- 2 取得金額 85,580,000円
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得先 東京都八王子市中野上町二丁目31番地1号
日本機械工業株式会社 本社営業部
部長 山下康弘

足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年足利市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」
を「7,700円」に改める。

第5条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市長及び足利市議会議員の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される足利市長及び足利市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された足利市長及び足利市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

令和4年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第1号）について

次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

令和4年度足利市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,452,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 国庫支出金		3,336,356	1,778	3,338,134
	15 国庫補助金	928,708	1,778	930,486
30 県支出金		1,962,245	889	1,963,134
	15 県補助金	111,805	889	112,694
40 繰入金		2,495,098	889	2,495,987
	10 他会計繰入金	2,209,172	889	2,210,061
45 繰越金		1	118,444	118,445
	10 繰越金	1	118,444	118,445
歳入合計		14,330,000	122,000	14,452,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
27 地域支援事業費		793,326	4,620	797,946
	15 包括的支援事業 ・任意事業費	188,320	4,620	192,940
35 諸支出金		6,873	117,380	124,253
	10 償還金及び 還付加算金	6,873	117,380	124,253
歳 出 合 計		14,330,000	122,000	14,452,000

第2表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高齢者安心相談システム事業	令和4年度から 令和9年度まで	150,480

足利市斎場条例の改正について

次のとおり改正する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市斎場条例の一部を改正する条例

第1条 足利市斎場条例（昭和51年足利市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条の2第1項中「午前9時」を「午前8時45分」に、「午後5時」を「午後5時15分」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

第4条の3中「1月1日」の次に「及び1月2日」を加える。

別表 火葬、葬儀その他これに類する行事の場合の表中式場の部を削り、

「

待合室	第1待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第2待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第3待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第4待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
		1回（3時間）	5,500円	11,000円
		1回（終夜）	11,000円	22,000円
	第5待合室	1回（2時間）	2,000円	4,000円
	第6待合室	1回（2時間）	2,000円	4,000円
	第7待合室	1回（2時間）	2,000円	4,000円
第8待合室	1回（3時間）	6,500円	13,000円	
	1回（終夜）	13,000円	26,000円	
霊安室	霊安室	1回（24時間）	2,000円	4,000円

を

」

「

待合室	第1待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第2待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第3待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
	第4待合室	1回（2時間）	4,200円	8,400円
		1回（3時間）	6,300円	12,600円

に改め、

」

同表の備考第3項中「式場及び」を削り、同表中備考第4項を削り、備考第5項を備考第4項とする。

第2条 足利市斎場条例の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに霊柩自動車の運行」を削る。

第4条中第3号を削る。

第4条の4を削る。

第5条第1項中「並びに霊柩自動車」を削る。

別表 霊柩自動車使用の場合の表を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条又は第2条の規定による改正前の足利市斎場条例の規定による施設等の利用に係る使用料については、それぞれなお従前の例による。

令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第2号）について

次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度足利市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和4年度足利市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費	2,391,300 千円	24,000 千円	2,415,300 千円
第1項 営業費用	2,234,522 千円	24,000 千円	2,258,522 千円

令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度足利市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和4年度足利市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	154,700 千円	7,000 千円	161,700 千円
第1項 営業費用	137,608 千円	7,000 千円	144,608 千円

令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第1号）について

次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度足利市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和4年度足利市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費	3,872,100 千円	53,800 千円	3,925,900 千円
第1項 営業費用	3,361,234 千円	53,800 千円	3,415,034 千円

足利市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正
について

次のとおり改正する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

足利市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

足利市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年足利市
条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2 あがた駅北産業団地地区地区整備計画区域の部A地区の項中「A地区」
を「A-1地区」に改め、同項の次に次のように加える。

A-2 地区	<p>次に掲げる建築物 以外のもの</p> <p>(1) 工場。ただし、 次に掲げるものは 除く。</p> <p>ア 廃棄物の処理 及び清掃に関す る法律に規定す る廃棄物を処理 する施設。ただ し、当該工場に おいて生じた廃 棄物のみの処理 を行う場合は、 この限りでな い。</p> <p>イ 資源の有効な 利用の促進に関 する法律に規定 する再資源化を する施設。ただ し、当該工場に おいて生じた再 生資源又は再生 部品のみの再資 源化を行う場合 は、この限りで ない。</p> <p>(2) 倉庫。ただし、 次に掲げるものは 除く。</p> <p>ア 廃棄物の処理 及び清掃に関す</p>		<p>外壁又は これに代わ る柱の面か ら道路境界 線までの距 離。ただ し、政令第 130条の4第 5号に規定 する公益上 必要なもの は、この限 りでない。</p>	1 メ ー ト ル	<p>建築物の 各部分の高 さは、次に 掲げるもの 以下とす る。</p> <p>(1) 敷地地 盤面から 15メー トル</p> <p>(2) 前面道 路の路面 の中心か ら16メ ートル</p>	
-----------	---	--	--	-----------------------	---	--

る法律に規定する廃棄物を保管する施設。ただし、前号に規定する工場において生じた廃棄物のみの保管を行う場合は、この限りでない。

イ 資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再生資源又は再生部品を保管する施設。ただし、前号に規定する工場において生じた再生資源又は再生部品のみの保管を行う場合は、この限りでない。

- (3) 事務所
- (4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (5) 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋。ただし、あがた駅北産業団地の事業者が同団地の就労者の利用に供するものに限る。
- (6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの。ただし、物品販売店舗については、同一敷地内で製造された製品の販売を目的とし、床面積の合計が500平方メートル以下のものに限る。

	(7) 政令第 130 条の 4 に規定する公益 上必要なもの														
--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 あがた駅北産業団地地区地区整備計画区域の部 B 地区の項（カ）の欄を次のように改める。

<p>建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。</p> <p>(1) 敷地地盤面から 1 5 メートル</p> <p>(2) 前面道路の路面の中心から 1 6 メートル</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年度足利市一般会計決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市後期高齢者医療特別会計決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市太陽光発電事業特別会計決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
決算について

別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和3年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算について

別冊のとおり利益を処分し、決算を認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算について

別冊のとおり利益を処分し、決算を認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度足利市下水道事業会計利益の処分及び決算について

別冊のとおり利益を処分し、決算を認定に付する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川 尚 秀

記

番号	専決処分の内容
1	<p>(1) 専決処分の種類 市が当事者である交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 当事者 ア 足利市久松町在住 女性（以下この項において「甲」という。） イ 都市建設部市街地整備課 職員（以下この項において「乙」という。）</p> <p>(3) 事故発生状況 令和4年2月17日に足利市通二丁目2631番地8（通二丁目駐車場）において、甲運転の車両と乙運転の車両が接触し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>(4) 主な和解内容 ア 市は、甲に対し、車両修理代として、36,318円を支払うこと。 イ 甲は、市に対し、車両修理代として、59,783円を支払うこと。 ウ 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、ア及びイに定める以外の請求はしないこと。</p> <p>(5) 和解年月日 令和4年7月26日</p> <p>(6) 損害賠償額 36,318円</p>

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川 尚 秀

市営住宅建物明渡請求事件の調停に代わる決定に関する専決処分書

足利市毛野第1市営住宅建物明渡請求事件に関し、宇都宮地方裁判所足利支部が行った民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の規定による調停に代わる決定に対し、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月11日

足利市長 早川尚秀

○ 調停に代わる決定の内容

1 当事者

申立人 足利市本城三丁目 2 1 4 5 番地

足利市 代表者足利市長 早 川 尚 秀

相手方 青森県青森市大字荒川字藤戸 8 8 番地

神 主 税

2 事件名 令和 4 年（ノ）第 5 号 建物明渡請求調停事件

（本案・令和 4 年（ワ）第 2 6 号）

3 決定条項

(1) 申立人と相手方は、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）につき、相手方が賃借権その他の占有権使用権原を有しないことを相互に確認する。

(2) 申立人は、相手方に対し、令和 7 年 3 月 1 0 日まで、本件建物の明渡しを猶予する。

(3) 相手方は、申立人に対し、令和 7 年 3 月 1 0 日限り、本件建物を明け渡す。

(4) 前項の明渡し期限までの間、申立人は、相手方に対し、地震、水害等の天災、火災、盗難等一切の理由を問わず、本件建物内の動産類につき一切の管理責任を負わない。

(5) 第 3 項の明渡しに際し、相手方は、本件建物内の動産類を全て撤去するものとし、残置した動産類がある場合は、その所有権を放棄し、これを申立人が処分することについて一切異議を申し立てない。

(6) 申立人及び相手方は、前項の本件建物内の動産類の撤去作業は、以下の方法によって行うものとする。

ア 申立人代理人富岡規雄（以下「申立人代理人」という。）の事務所（富岡法律事務所、住所 栃木県足利市丸山町 6 1 4 番地の 1 清和ビル 1 0 1

号、電話番号0284-40-1531)において、申立人代理人が、相手方に対し、本件建物の鍵を交付、貸与する。

イ 貸与可能期間は、令和7年2月9日から同年3月10日の期間のうち、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）までとする。

ウ 貸与可能時間は、毎日午前9時から午後5時までの間とする。

エ 相手方は、申立人代理人に対し、毎日午後5時までに本件建物の鍵を交付、返却する。

オ 撤去作業中、相手方は、本件建物内に撤去用の道具、資材を除き、新たに動産類を持ち込まない。

カ 撤去作業中、相手方は、本件建物の近隣住民と紛争を惹起しない。

(7) 明渡しに限定することなく、本件建物に関する問い合わせについては、相手方は、申立人代理人に対してのみ行うものとし、申立人に対して直接、間接問わず、訪問、架電、手紙、葉書等その他何らかの方法を持って接触することはしない。

(8) 相手方が、第6項エないしカ又は前項のいずれか一つに違反した場合、相手方は、第2項及び第3項の期限の利益を当然に喪失し、申立人に対し、本件建物を直ちに明け渡す。

(9) 前項の場合、相手方は、本件建物内の動産類の所有権を全て放棄し、これを申立人が処分することにつき、一切異議を申し立てない。

(10) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本決定条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用及び調停費用は、各自の負担とする。

別紙

< 物件目録 >

所 在 栃木県足利市毛野新町四丁目1番地
建物の名称 足利市毛野第1市営住宅2103号棟（8戸建）
種 類 共同住宅
構 造 鉄筋コンクリートプレハブ造2階建て
床面積 1階 184.64平方メートル
2階 184.64平方メートル
のうち、3号室
1階 23.08平方メートル
2階 23.08平方メートル

令和3年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和3年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する
書類について

別冊のとおり提出する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀

令和3年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和4年8月26日提出

足利市長 早川尚秀